

## 内国商品現物型ETFの上場制度の一部見直しについて

平成22年1月28日  
株式会社東京証券取引所

### I 趣旨

当取引所では、平成20年3月に信託法（平成18年法律第108号）に基づく商品現物型ETFの上場制度を整備しております。

現在の市場制度では、内国組成の商品現物型ETFについて、管理会社が金融商品取引業者であることを求めています。商品現物の管理について高い専門性を有する信託銀行等の業者が管理会社となることも可能であると考えられます。

当取引所は、投資者に対して、こうした商品現物型ETFの投資機会を提供することが、日本におけるETF市場の発展に寄与することになると考えることから、内国商品現物型ETFの上場制度について一部見直しを行うことといたします。

### II 制度概要

項目	内容	備考
1. 上場制度	<ul style="list-style-type: none"><li>信託受託者を管理会社とする内国商品現物型ETFの上場制度を整備します。以下に掲げるものを除き、現行の内国商品現物型ETFの上場制度を適用します。</li></ul>	
(1) 管理会社の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>信託受託者が管理会社になる場合の管理会社の定義を、「登録金融機関（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型ETFの信託財産に関する管理又は処分を行うものに限り、）及び当該登録金融機関から当該内国商品現物型ETFに係る信託財産の管理又は処分の権限の全部又は一部の委託を受けた者」とします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現行の上場制度では、信託の委託者である金融商品取引業者が管理会社となつて、商品現物を信託財産とするETFの組成が可能となっています。今回の見直しは、これに加え、信託法に基づくETFに限り、信託の受託者が管理会社となることができるよう手当てするものです。</li><li>管理会社となれる信託の受託者は、信託銀行等の登録金融機関に限定することとします。</li></ul>

項 目	内 容	備 考
(2) 上場審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上場審査基準に、次の a ～ c を追加します。</li> <li>a 信託の委託者が上場会社又はその子会社で、かつ、商品市場（商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下同じ。）又は外国商品市場（商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）において信託財産と同一の上場商品構成物品に係る会員又は取引参加者（当該上場商品構成物品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者に限る。以下同じ。）であること</li> <li>b 信託の委託者が商品の抛出現況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告する旨を確約すること</li> <li>c 新規上場申請銘柄の信託約款に次の（a）及び（b）が記載されていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a） 信託財産に係る商品の条件</li> <li>（b） 商品の抛出者が条件を充足する商品を信託することを保証する旨</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仮に信託財産に係る商品の条件を充足しないものが信託された場合には、当該信託約款に基づき、信託の委託者が適正な商品に交換することとします。</li> <li>• 信託の受託者は、信託財産について、受益者に対して責任を負うこととなります。</li> </ul>
(3) 適時開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次の a 及び b のいずれかに該当する場合は、その内容を適時開示することとします。</li> <li>a 信託の委託者が上場会社又はその子会社でなくなる場合又は商品市場若しくは外国商品市場において信託</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
(4) 上場廃止	<p>財産と同一の上場商品構成物品に係る会員若しくは取引参加者でなくなる場合</p> <p>b 信託約款で定める商品の条件を満たさない商品が信託された場合</p> <p>・ 上場廃止基準に、次の a から e までを追加いたします。</p> <p>a 管理会社の登録金融機関業務の登録の失効又は取消し</p> <p>b 信託の委託者が上場会社又はその子会社でなくなる場合</p> <p>c 信託の委託者が商品市場若しくは外国商品市場において信託財産と同一の上場商品構成物品に係る会員若しくは取引参加者でなくなる場合</p> <p>d 信託約款に次の (a) 又は (b) のいずれかが記載されなくなる場合</p> <p>(a) 信託財産に係る商品の条件</p> <p>(b) 商品の拠出者が条件を充足する商品を信託する</p>	<p>・ 純資産額への影響の大きさによる軽微基準を設けることといたします。</p> <p>・ 状況を改善するための手続き（品質を充足する商品に交換する方法及び日程等）についても開示することといたします。</p> <p>・ 信託の委託者としての地位が他の上場会社又はその子会社に引き継がれる場合であって、かつ、当該他の上場会社又はその子会社が商品の拠出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告する旨を確約する場合を除きます。また、信託の委託者が上場会社若しくはその子会社でなくなった後も商品の拠出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告する旨を確約する場合（当取引所が定める場合に限り）を除きます。</p> <p>・ 信託の委託者としての地位が信託財産と同一の上場商品構成物品に係る他の会員若しくは取引参加者に引き継がれる場合を除きます。</p>

項 目	内 容	備 考
	ことを保証する旨 e 信託財産としての条件を満たさない商品が信託された場合であって、直ちにその状況の改善に係る手続きが着手されないとき又は遅滞なくその状況が改善されないとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>適時開示を要するなど、純資産額に重要な影響がある場合に限ります。</li> </ul>
2. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他所要の整備を行います。</li> </ul>	

### Ⅲ 実施時期（予定）

- 平成22年3月を目途に実施します。

以 上